

市第36号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可

1 趣旨

近年、国では社会人等のリカレント教育を充実させていく方向性にあり、市大においても大学院教育、履修証明プログラム(※1)、エクステンション講座等を通して、社会人教育の充実を図っていくこととしています。

こうした背景の下、受講料を徴収する履修証明プログラム等を今年度から実施するため、地方独立行政法人法第23条(※2)に基づき定める「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」においてその料金の上限を明示し、併せてエクステンション講座の料金上限も新たに設定することとしたため、本上限を一部改正します。

※1 学校教育法（履修証明プログラムの条項 抜粋）

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

※2 地方独立行政法人法（料金の条項を抜粋）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 改正の考え方

(1) 新たに位置づける項目と料金上限の考え方

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条に規定する特別の課程その他これに類するもの(履修証明プログラム等)

(ア) 新たに位置づける理由

- 国では、リカレント教育の拡充に向けて、「修士・博士課程」「履修証明プログラム」「短期プログラム」の接続性を円滑化させ、学びを深めたいという受講者のニーズに対応する仕組みや、時間に制限のある社会人等が学びやすいプログラム体系の整備等を進めています。
- これを受け、市大においてもその特色を活かした履修証明プログラムの展開等、今後、社会人教育の充実を図っていくことから、本上限において、それらに係る受講料を明示する必要があります。
- なお、今年度については、国の補助を受けた上で、受講料を徴収する履修証明プログラムを実施します。

(イ) 料金上限の考え方

- 履修証明プログラムの受講料に関しては、その内容が一定の専門性を有する社会人教育という観点から大学院レベルを想定し、大学院の授業料年額(535,800円)を上限として位置づけます。あわせて、一定の専門性を有する短期プログラムについても同様の料金の上限とします。
- また、他大学の事例に倣い、今後、徴収が見込まれる受講者選考料については、現行の料金の上限のうち、最も性質に近い「非正規の学生である科目等履修生・聴講生・研究生の入学検定料」の金額(9,800円)を上限とします。
- なお、これらの個別具体的な料金設定については、その内容、期間、学習時間数、実施に係る費用等を勘案のうえ、他大学や民間企業における同種の講座の金額等とも比較し、料金の上限の範囲内での適正な料金設定を行っていきます。

【参考】他大学の履修証明プログラム事例

大学	プログラム名	料金
首都大学東京	TMU プレミアム・カレッジ	選考手数料:10,000 円 受講料:年額 200,000 円
青山学院大学	青山・情報システムアーキテクト育成プログラム	受講料:240,000 円
千葉大学	ちば医経塾(病院経営スペシャリスト養成プログラム)	医療機関等職員:480,000 円 民間企業等社員:600,000 円

イ エクステンション講座その他の生涯学習講座

(ア)新たに位置づける理由

- これまで、リカレント教育の一つであるエクステンション講座の受講料の料金上限については、「実費相当額及び消費税相当額の合算額(※)」として位置づけることで、個別具体的に料金上限を明示しない運用としていました。
- 本年4月、市大での経費負担額の見直しに伴い、後期日程(本年9月下旬)からのエクステンション講座の受講料に係る市大の内部規程を改正したため、エクステンション講座の料金上限を新たに明示することとします。

(※)公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限(抜粋)
「20 前各項に掲げるもの以外の料金については、実費相当額及び消費税相当額の合算額」

(イ)料金上限の考え方

改正後の市大内部の規程における受講料のうち、最も高いものを料金の上限として新たに明示します。(語学講座(120分) 2,800円/回)

【参考】エクステンション講座に係る市大内部規程(改正後)

	1回あたりの料金(120分)	1回あたりの料金(90分)
教養講座	2,300円	1,700円
語学講座	2,800円	2,100円
医療講座	原則、無料。(実費相当の経費徴収は可能)	

3 改正案(料金の上限)

現 行	改 正 案
1～8 省略	1～8 省略
(新規) 1 授業料、2 入学検定料、3 入学金、4 科目等履修料、5 聴講料、6 研究料、7 学位審査料、8 施設設備費、9 一般診療	9 受講料 (1) エクステンション講座その他の生涯学習講座 1回当たり 2,800円 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条に規定する特別の課程その他これに類するもの 1課程 535,800円。ただし、1課程が複数年度にわたる場合は、1年度当たり 535,800円
(新規)	10 前項第2号の特別の課程その他これに類するものに係る受講者選考料 9,800円
9～20 省略	11～22 省略